

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、下記企業理念に基づき、法令順守を徹底し、経営の透明性、企業理念の意識を高め、迅速な意思決定及び効率的な業務執行を行っていくことが、コーポレート・ガバナンスの充実に繋がると考えております。

- ・わが社は性善説を基本とする。いい土壌にはすばらし花が咲き、実が実ることを信じて、畑を耕し続ける。
- ・わが社は動機が不純なことはやらない。
- ・株主、顧客、社員、取引先、地域社会そして消費者に対する「ウソ、ごまかし、だまし」はしない。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社実力養成会	808,000	26.94
総合商研従業員持株会	241,500	8.05
大丸株式会社	160,000	5.33
株式会社小森コーポレーション	140,000	4.67
大日精化工業株式会社	140,000	4.67
株式会社光文堂	100,000	3.33
小松印刷株式会社	100,000	3.33
志田 秋子	84,500	2.82
片岡 廣幸	64,000	2.13
東京インキ株式会社	63,000	2.10

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	7月
-----	----

業種	その他製品
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
藤丸 順子	他の会社の出身者												
山川 寛之	他の会社の出身者												
谷藤 健治	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤丸 順子				藤丸氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な視点から当社経営に対する適切な監督が期待でき、当社の経営体制が強化できるものと判断したためであります。

山川 寛之				山川氏は、長年にわたる金融機関での専門的な知識と豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監等に十分な役割を果たすことができると判断したためであります。 当社と山川氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
谷藤 健治				谷藤氏は、会社役員としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業経営の観点から、当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断したためであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人について専任者はありませんが、監査等委員会から専任の従業員の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取した上で人選し、監査等委員会の同意を得て任命するようしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

代表取締役直轄の内部監査室は、内部監査計画の策定、内部監査の実施について、監査等委員会と連携した監査を実施しており、内部監査結果につきましては取締役会で報告することで情報の共有化を図り、効率的な業務監査活動を運営しております。

また、監査等委員会は、会計監査人である太陽有限責任監査法人と定期的に意見交換を行いながら、取締役会の開催状況、取締役の業務執行状況、内部監査の実施状況等の監視を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

平成16年10月28日付株主総会の決議によりストックオプション制度を導入しております。当社取締役に対しては新株予約権の目的となる株式は合計50,000株付与し、平成18年12月26日を以って全ての権利が行使されております。現在、取締役に対して付与はしていません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

総額及び限度額を事業報告、有価証券報告書において開示しております。当社第49期(令和元年8月1日～令和2年7月31日)におきまして監査等委員を除く取締役の年間報酬総額は114,000千円、監査等委員である取締役に支払った年間報酬総額は7,800千円であります。なお、当該報酬には、使用人兼務取締役の使用人給与部分は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会で決議された報酬額の限度の枠内で、各役員の地位や当社の業績を勘案し、報酬額を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、常勤の監査等委員及び企画管理本部がサポートしており、取締役会の資料、月次データでの財務データの提供、開示事項の報告等を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)当社は、経営上の意思決定機関として取締役会を開催し、経営状況、計画の進捗状況を遅滞なく把握し、経営上の意思決定及び適切な対応を迅速に行っております。さらに、取締役会の決議内容、経営基本方針及び業務上の重要事項を確認・協議し、効率的に組織運営を行うため、部課長以上の役員・役職者で構成される経営会議を月1回以上開催し、当社および当社グループの意識統一と推進・管理上の施策の浸透を図っております。

また、執行役員制度を導入しており、意思決定のスピードアップ、取締役会の監督機能強化を図るとともに、各部門に対する権限移譲を進め、業務執行の責任を明確にし、経営戦略のより迅速かつ正確な執行を推進しております。

(2)内部監査につきましては、代表取締役直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は2名で構成されており、監査等委員会及び他部門との連携のもとで監査を実施しております。

(3)会計監査につきましては、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は石上卓哉氏及び金子勝彦氏であり、太陽有限責任監査法人に所属しております。連続監査年数は7年以内であります。

(4)取締役候補者の選定にあたりましては、経営及び業務執行能力に加え、経営者としての資質を勘案し候補者を選定しております。個々の取締役に對する報酬額は取締役会で承認を受けた役員報酬規程に基づき決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「監査等委員会設置会社」であり、取締役会、監査等委員会、会計監査人の機関を設置しております。

取締役会における議決権を有する3名の監査等委員が経営の意思決定に係ることで、取締役会の監査・監督機能を強化することができ、当社のコーポレート・ガバナンスをより一層充実させるとともに経営の効率化を図ることが可能であると判断し、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は7月決算会社であり、集中日に該当する開催はございません。
その他	株主の立場と利益の尊重を重視した経営をすすめ、株主総会においても、更なる活性化と議決権行使の円滑化に努めてまいります。現在株主総会においては、スライド資料により、経営成績、経営計画等を説明しており、株主の皆様への経営開示の充実策をすすめております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの会社説明会は、半期に1回、札幌と東京で開催しており、決算内容・経営計画等の説明を実施しております。 最近1年間では、令和2年9月に決算説明会を実施しております(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中間説明会は中止、決算説明会は札幌会場のみ実施)。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの会社説明会は、半期に1回、札幌と東京で開催しており、決算内容・経営計画等の説明を実施しております。 最近1年間では、令和2年9月に決算説明会を実施しております(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中間説明会は中止、決算説明会は札幌会場のみ実施)。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいては、「決算短信」「有価証券報告書・四半期報告書」「決算説明会資料」「ビジネスレポート」「適宜開示情報」等のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR担当部署は、企画管理本部であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念において、ステークホルダーに対する基本的な考え方を定め、社内に周知するとともに当社ホームページに掲載しております。また、「コンプライアンス・マニュアル」においても、企業理念に加え、ステークホルダーとの関係を明記しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会で「内部統制システムに関する基本方針」を次のとおり決議しております。この基本方針に基づき、当社およびその子会社からなる企業集団(以下「当社グループ」という)の業務の適正性を確保し効果的な内部統制システムの構築を目指し、常に現状の見直しと継続的な改善を進めてまいります。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア 当社グループは、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会規範及び企業倫理を遵守した行動をとるため、「企業理念」、「社は」、「価値基準」を定め、全役職員に周知徹底を図る。
- イ 企画管理本部長をコンプライアンス統括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、運用にあたらせるとともに、法令違反の未然防止、早期発見のため「内部通報制度」を設置し、法令遵守に努めるものとする。また、全役職員に対し、「コンプライアンス・マニュアル」の配付、教育を行うことにより、法令遵守に関する知識と意識を醸成する。
- ウ 当社及び子会社の取締役、使用人等は、当社又は子会社における法令違反その他重要な事実を発見した場合は、直ちに当社の監査等委員会又は子会社の監査役に報告するものとする。
- エ 当社グループは、役職員その他当社の業務に従事する者が不利益を受けることなく通報できる「通報窓口」を「内部通報規程」に基づき設置・運営し、法令違反等の早期発見・是正に努める。
- オ 財務計算に関する書類の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築・運用を推進する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存及び管理は「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を、取締役・監査等委員が適切かつ確実に閲覧可能な状態で、文書又は電磁的媒体に記録し保存する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア 当社グループは「リスク管理規程」に基づき経営に重要な影響を及ぼすリスクの予見と識別を行い、事前防止体制と発生時の迅速な対応、再発防止策を講じる体制を構築する。
- イ リスク管理全般について企画管理本部が統括管理をするとともに、内部監査室が各部署のリスク管理状況を監査し、定期的に取締役会及び監査等委員に報告する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア 「取締役会規程」「職務権限規程」を定め、権限と責任を明確にする。これらの社内規程の改定は、取締役会の決定によるものとする。
- イ 取締役会において、経営戦略の策定、経営資源の配分、組織の構築を行い、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図る。
- ウ 当社グループの取締役会を補完するものとして、部課長以上の役職者で構成する経営会議を設置し、業績の進捗管理、社内情報の一元化と業務推進、重点施策、経営計画、リスク管理状況等の定期的な報告・確認と今後の対応策の検討を行う。
- エ 取締役の職務執行状況については、定期的に取締役会において報告を行う。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア 当社グループは、共通の経営理念の下でグループ各社相互の協調及び発展を目指す。
- イ 当社グループの内部統制システムについては、当社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。
- ウ 当社の社内通報制度の相談窓口を子会社にも開放し、企業集団におけるコンプライアンスの実効性を図るとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。
- エ 当社は、子会社に対して、業績・財務状況等重要な情報について、当社への報告を義務付ける等、当社グループの報告体制を構築する。

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、代表取締役と協議の上、監査等委員会を補助する使用人を配置する。

監査等委員会を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員以外の取締役の指揮命令・監督を受けない。また、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動等は監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定するものとする。

取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ア 当社グループの取締役及び使用人は、職務執行に関して重要な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害あるいは重大な影響を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。また、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- イ 監査等委員は、経営会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な稟議書は監査等委員に回覧することとする。

監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わない。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、代表取締役との定期的な意見や情報の交換を行う。
- イ 監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人に対して監査の実施経過について適宜報告を求める等、緊密な連携を保ち、実効的な監査を実施することのできる体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応することを基本方針とする。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応部署は企画管理本部とし、情報の一元管理を行う。

「コンプライアンス・マニュアル」に反社会的勢力排除に向けた基本方針とその取組みを定め、全社員への周知を図るものとする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現状買収防衛策の導入はありませんが、引き続き、安定株主の確保と企業価値の拡大に努めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、株主及び投資家に対する公平でタイムリーな情報提供、そして透明な経営を実現するため、積極的且つ迅速な情報開示を行っております。

その施策として、取締役会においては、定時取締役会を開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。独立性の高い社外取締役が出席して積極的に意見陳述を行うことにより、重要な業務執行に関して公正な意思決定が下されるよう牽制を働かせております。また、当社は監査等委員会制度を採用し、該当事実の把握、取締役の業務執行状況、開示状況の監査についての機能強化を図っております。さらに、内部監査室において内部監査を実施しております。具体的には、各部署及びグループ企業各社が、法令、定款、社会規範、社内規程等の定めるガイドラインに従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、書類の閲覧及び実地で調査しております。

一方、会計監査におきましては、監査法人による監査及び四半期のレビューが行われ、重要な会計処理につきましては適宜アドバイスを受けるなど、正確な情報開示に努めております。

これらの施策の下、当社における会社情報の適時開示に係る社内体制は、以下のとおりであります。

1. 情報取扱責任者及び担当部署について

適時開示の情報取扱責任者は、企画管理本部長であります。開示作業にあたっては、情報取扱責任者の統括の下で、企画管理本部が開示文書作成業務及び開示業務を担当しております。企画管理本部は、投資者等に対して適時適切に会社情報を開示するために、当社取締役会及び各部署、グループ会社の責任者等と連携して、情報収集に努めております。

2. 決定事実について

重要な決定事項については、取締役会にて決定しております。決議事項は情報取扱責任者より企画管理本部に速やかに報告され、必要に応じて適時開示を行う体制となっております。

3. 発生事実の把握体制について

重要な事実が発生した場合には、各部署の部門長を通じて情報取扱責任者が情報を集約し、速やかに取締役会に付議いたします。また、情報取扱責任者から企画管理本部に速やかに報告され、必要に応じて適時開示を行う体制となっております。

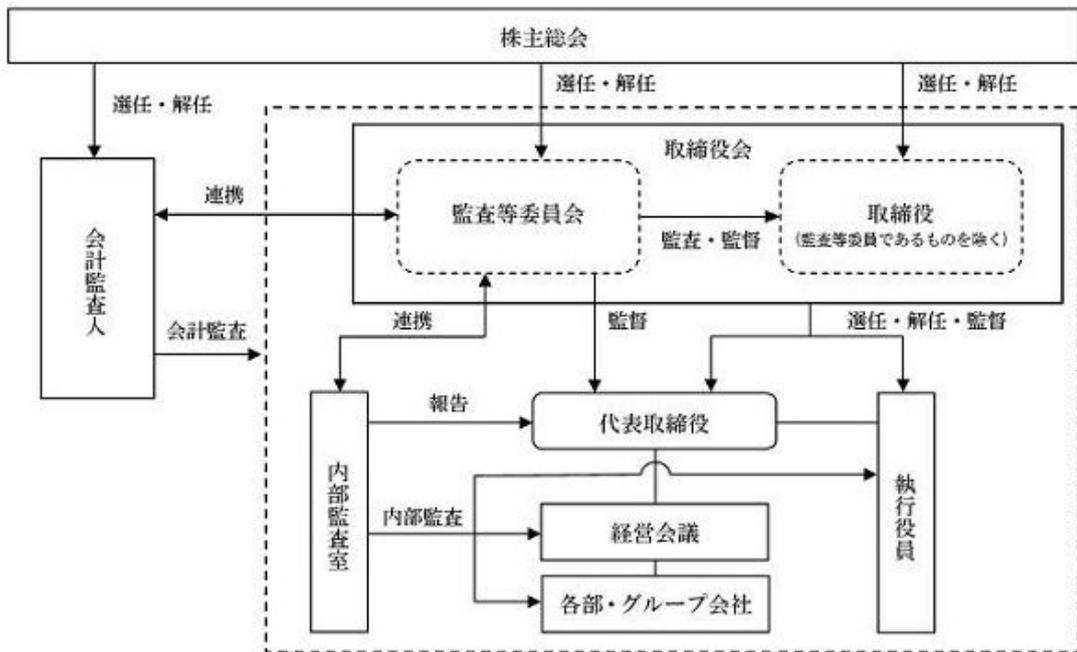
4. 適時開示について

重要な決定事実、発生事実、及び決算情報については、情報取扱責任者の指揮の下、会計監査人や顧問弁護士、株式会社東京証券取引所や北海道財務局等に事前相談を適宜行いながら、適時開示規則に準じて、適時開示の必要性、開示時期、開示内容について決定しております。開示の必要があると判断された場合には、速やかに適時開示を行っております。

5. 開示情報の管理について

開示情報については、情報取扱責任者が一元管理しております。

○内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



○適時開示体制の概要の模式図

